

別紙

建設業法に基づく監督処分の概要

■ 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分

- 1 営業停止期間 令和 7 年 10 月 6 日から同月 12 日までの 7 日間
- 2 営業停止の範囲 建設業にかかる営業の全部

■ 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分

建設業法その他建設工事に関する諸法令を厳守し、今後再び類似の事案を発生させることのないよう万全の措置を講じて、建設業者としての適切な業務を確保すること。